

京都市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例（平成19年6月18日京都市条例第9号）（保険福祉局生活福祉部地域福祉課）

次のとおり、乳幼児医療費支給制度について、必要な措置を講じることとしました。

1 医療費の支給の対象の拡大

子育て家庭の経済的な負担の軽減を図るため、6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が受けた入院に係る医療を、医療費の支給の対象に加えることとしました。

2 医療費の支給の制限

受給者から請求があれば受給者証の交付を受けるための申請前に受けた医療に係る医療費についても支給することとする制度について、1の措置により支給の対象となる期間を長くしたことに伴い、当該申請前の支給が相当古いものまで対象となり得ることから、請求の日の前日から5年さかのぼった日までに受けた医療に係る医療費に限り支給することとしました。

3 実施時期

上記1の措置は平成19年9月1日から実施し、上記2の措置は同日以後に請求があった医療費の支給について適用することとしました。

京都市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年6月18日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第9号

京都市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市乳幼児医療費支給条例の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第2条第1号中「乳幼児」を「子ども」に、「6歳」を「12歳」に改め、同条第2号中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第3条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第4条第3項各号列記以外の部分中「乳幼児」を「子ども」に改め、同項第1号中「6歳」を「12歳」に改め、同項第2号中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「乳幼児」を「子ども」に改め、「特別療養費の支給（」の右に「6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にとっては、入院に係るものに限る。」を加える。

第6条中「乳幼児」を「子ども」に改める。

第7条中「乳幼児」を「子ども」に改め、「係る医療費」の右に「（請求の日の前日から5年さかのぼった日までに当該子どもが受けた医療に係る医療費に限る。）」を加える。

第9条中「乳幼児が乳幼児」を「子どもが子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年9月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の京都市子ども医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（第7条を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第7条の規定は、施行日以後の請求に係る医療費について適用し、施行日前の請求に係る医療費については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第7条の規定により施行日前に受けた医療に係る医療費の支給を請求する場合における同条の規定の適用については、同条中「子ども」とあるのは、平成15年8月31日までに受けた医療に係る医療費にあつては「京都市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例（平成15年6月6日京都市条例第6号）による改正前の京都市乳幼児医療費支給条例第2条第1号に規定する乳幼児」と、同年9月1日から施行日の前日までに受けた医療に係る医療費にあつては「京都市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例（平成19年6月18日京都市条例第9号）による改正前の京都市乳幼児医療費支給条例第2条第1号に規定する乳幼児」とする。

(準備行為)

- 5 改正後の条例の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)